様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年　５月　３１日

群馬県知事　　殿

提出者　　〒374-0057
住　所　群馬県館林市北成島町2544番地
氏　名　河本工業株式会社
代表取締役　河本 尚樹

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　0276-72-3321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	河本工業株式会社
事業場の所在地	館林市北成島町2544番地
計画期間	令和８年４月１日　～　令和９年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業　中分類：総合工事業
②事業の規模	売上高：２１３億円
③従業員数	２４０名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格　A列４番）

<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

別紙２のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　令和７年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙のとおり３－１）</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>15,724.33　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">別紙３－２）のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙のとおり３－１）</td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>14,938.11　t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

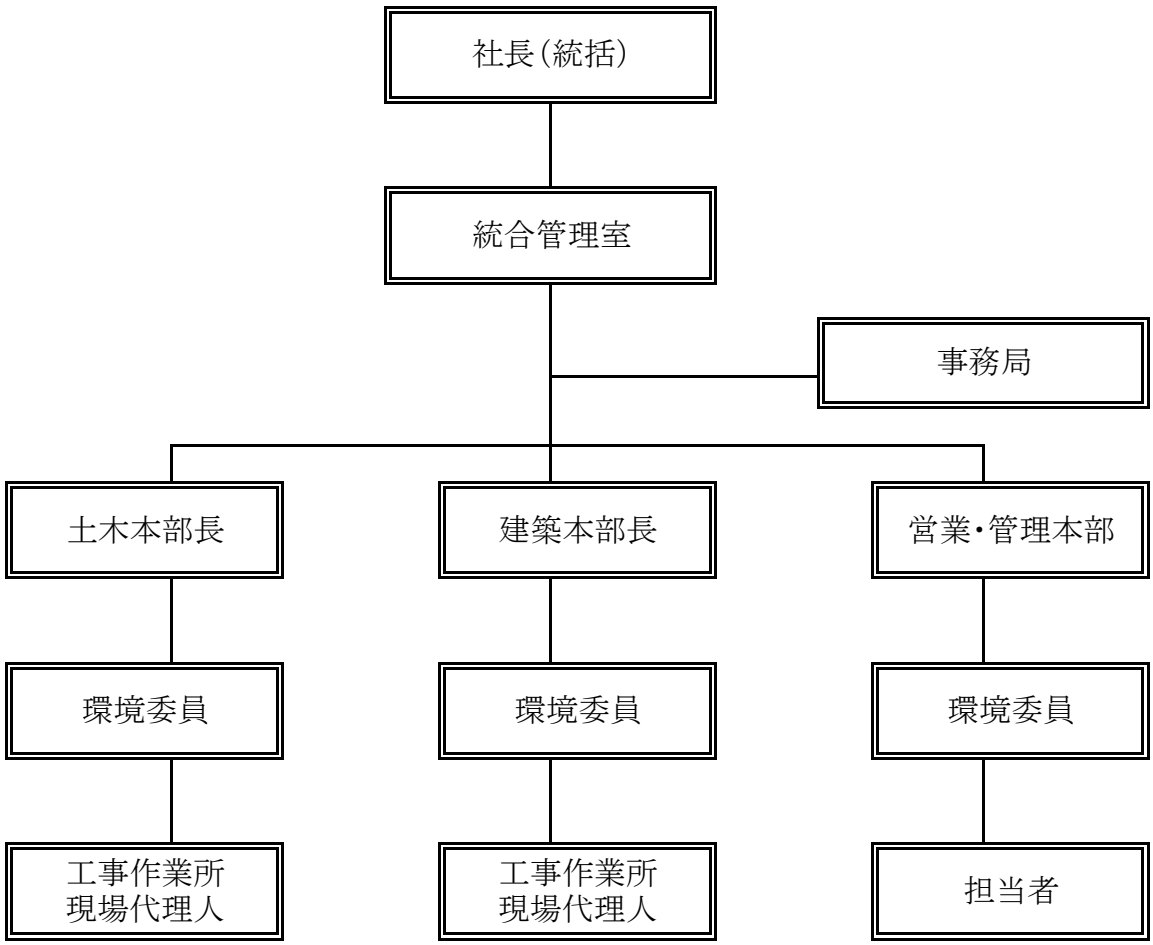
別紙３－３）のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

各現場において、品目毎にコンテナ等を活用し分別を行う。</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

混合廃棄物の分別を行い、可能な限り実施する。</td></tr>
</table>

別紙2

組　織　図


社長(統括)
統合管理室
事務局
土木本部長
建築本部長
営業・管理本部
環境委員
環境委員
環境委員
工事作業所
現場代理人
工事作業所
現場代理人
担当者

別　紙　３

産業廃棄物の排出の制御に関する事項

１）令和４年度の当社より発生した産業廃棄物の種類及び発生量

種　　類	排出量(令和７年度)	排出量(令和８年度)
汚　　泥	４７４．５６ｔ	４５０．８３２ｔ
廃　　油	０ｔ	０ｔ
廃プラスチック類	１１０．００５ｔ	１０４．５０５ｔ
紙　く　ず	３４．８９ｔ	３３．１４６ｔ
木　く　ず	４４５．５１ｔ	４２３．２３５ｔ
金 属 く ず	２１．８７ｔ	２０．７７７ｔ
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	３４．６ｔ	３２．８７ｔ
が れ き 類	１４，６０２．８９４ｔ	１３，８７２．７４９ｔ
合　　計	１５，７２４．３２９ｔ	１４，９３８．１１４ｔ

２）現状（これまでに実施した取組み）

当社は各現場において下記の事項を考慮し、現場活動から発生する産業廃棄物を可能な限り削減する。

・施工計画を作成する際、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を念頭に置き、可能な限り取り入れる。
・施工計画を作成する際、可能な限り長寿命化を取り入れ、将来的な事項に配慮する。
・現場代理人は、当該現場において活動する全ての要員に対し、産業廃棄物排出量削減に必要と思われる教育を行う。
・現場事務所内での掲示物、回覧物等は可能な限り裏紙（使用済みの裏面）を使用する。

・施工時には、手戻り・手直しが発生しないよう手順の確認等を充分に行う。

・他の現場との情報交換を行い、リユース・リサイクルを可能な限り実施する。

3）計画（今後の取組み）

産業廃棄物の発生量は、『発注者』・『受注量』・『工種』・『施工方法』等が毎年異なるため、定量化が困難であることから、現状の取組みを継続しつつ、各現場においてより一層の創意工夫を行い、現場活動から発生する産業廃棄物の排出量を可能な限り削減する努力を行うものとする。